

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の記載例

例③

単独所有(連帯債務なし)

中古住宅及び土地の購入に係る借入を一緒に実施後、増改築に係る借入金を実施

【住宅及び土地に係る借入金】

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町×-××-×
	氏名	国税 太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 23,000,000 円
	当初金額	令和4年 7月 17日 25,000,000 円
償還期間又は賦払期間	令和4年 7月から 令和24年 6月までの 20年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)		

【増改築に係る借入金】

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町×-××-×
	氏名	国税 太郎
住宅借入金等の内訳	① 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 4,400,000 円
	当初金額	令和4年 12月 10日 5,000,000 円
償還期間又は賦払期間	令和4年 12月から 令和24年 11月までの 15年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円	
(摘要)		

令和5年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼住宅借入金等特別控除計算明細書

〇〇 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたの続柄(コウセイ タロウ 本人) 国税 太郎
	給与の支払者の法人番号	1234567891023	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×
	給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区××-××		

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			⑤増改築等に係る借入金等の計算(注1)
	④住宅のみ	⑥土地等のみ	③住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	円	円	23,000,000 円	4,400,000 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	円	円	22,000,000 円	4,400,000 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	円	円	22,000,000 円	4,400,000 円
③×「居住用割合」	円	円	22,000,000 円	4,400,000 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	円	円	20,000,000 円	6,000,000 円
住宅借入金等特別控除額(⑤×0.7%)	円	円	140,000 円	00 円

この記載例は(注2)に該当するもので、この場合は①の金額は加算しません。

(備考)

(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、③欄で計算します。
(注2) ③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最有利の税務量にお尋ねください。
(注3) ③欄の④の居住用割合については、④欄の④の居住用割合と⑤欄の④の居住用割合が異なる場合は、同額の証明書をお読みください。

この申告書及び証明書は、令和5年分の年末調整を受ける際、確定申告書に添付することになります。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。

令和5年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

123-4567	左記の方が、令和4年分の所得税について次のとおり住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。
〇〇市△△町×-××-×	
国税 太郎 様	令和5年 〇月 〇日
	〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項) (令和4年中居住者用)

①居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	②取得対価の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤取得対価等の額	⑥居住用割合	⑦連帯債務割合
令和4年8月24日	10,000,000 円	100.0 %	100.0 %	12,000,000 円	100.0 %	100.0 %
②居住開始年月日	増改築等に関する事項			⑧住宅の区分等	⑨備考	
	①増改築等の費用の額	②居住用割合	③連帯債務割合			
令和4年12月20日	5,000,000 円	100.0 %	100.0 %	中古住宅		

(備考) 適用初年度分の控除額 140,000 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。